



私は①の内容について西脇市手話言語条例(平成29年4月1日から施行)をもとに考えました。



西脇市手話言語条例前文

手話は、音声言語とは異なり、手指や体の動き、顔の表情を用いて視覚的に表現をする言語です。また、手話は、物事を考え、コミュニケーションを図り、知識を蓄えるために必要な言語として、ろう者の中で大切に受け継がれてきました。しかし、過去のろう教育においては、唇の動きを見ることで話の内容を読み取り、その口の形を真似て声を出す口話法が取り入れられたため、ろう学校での手話の使用が禁止されていました。このように、手話は言語として認められず、ろう者は必要な知識や十分な情報を得ることもできなかつたことから、多くの不便や不安を感じながら、地域や職場で孤立しがちな生活をしてきました。このような中、平成18年に国際連合総会で採択された障害者の権利に関する条約や平成23年に改正された障害者基本法において、手話は言語として定められましたが、いまだ手話に対する理解が深まっているとは言えません。ろう者が、地域や職場で孤立することなく安心して生活するためには、手話を使いやすい環境を整える必要があります。ここに、手話を言語として認め、ろう者とろう者以外の者が互いに理解し合い、共に暮らすことができる地域社会の実現を目指し、この条例を制定します。

聴覚に障がいがあることで苦労されているのはどのような場面でしょうか。例えば…

ケース1

楽しそうな話をしているけどなんの話かな…。聞こえないから輪の中に入れない…。



ケース2

病院やお店等で自分の名前が呼ばれても聞こえないので、順番がきてもわからなかった。



ケース3

ムシをしたと誤解される。呼ばれた声が聞こえないのに…。



もっと多くの方が聴覚障がいについて理解をし、手話でコミュニケーションをとれるようになるなど、だれもが安心して生活ができるまちにしたいですね。

